

第4章 主業地域における集落営農組織の法人化

山形大学農学部 角田 毅

1. はじめに

水田経営所得安定対策を主たる契機として、これまで西日本に相対的に多く存在してきた集落営農組織が、東北地域においても数多く設立された。

東北地域における有数の稲作地帯であり、これまで中規模層が厚く存在してきた山形県庄内地域でも、当該対策にともなって数多くの集落営農組織が設立された。これらの組織は、小規模の高齢、兼業農家のみによって構成されるのではなく、認定農業者など、担い手農家を中心に組織されていることが特徴である。対策を契機としているため、設立後間もない組織がほとんどであるが、政策的要件である5年以内の法人化を目指して、目下組織の役員や関係機関を中心に、その検討が行われている。しかし、実際に法人化に至る事例は、現段階ではまだほとんどみられない状況にある。

そこで本稿ではこうした特徴を持つ山形県庄内地域の集落営農組織を対象に、まず、①設立された組織の特徴を概観し、②次いで当該地域で目指されている法人化の方向と今後の課題について検討する。

2. 庄内地域における集落営農設立の動向とその特徴

(1) 集落営農の設立動向

平成19年に施行された水田経営所得安定対策により、山形県内では約190の集落営農が設立された。中規模層が太宗をしめ、また認定農業者数も全国で上位にある酒田市において、県全体の約1/4強にあたる47もの集落営農が設立されたことが大きな特徴点としてあげられる。

酒田市では旧村を範域として「地区」が形成されており、それを単位として協議会がつくられ、地域の農業に関するさまざまな意思決定が行われてきた。今回の対策に対する対応も、それぞれの地区を単位に話し合いが行われ、概ね地区ごとに対応がとられた。その地区別に集落営農の設立状況を示したのが第1表である。

酒田市の農業構造は、これまでどちらかといえば均一的な傾向が強かったが、今回の対策への対応は地区によってかなり異なったものとなった。すなわち、a)「**広域型**」：地区単位で大規模な集落営農を設立した地区(①, ②, ④, ⑥など)、b)「**集落型**」：地区の中の集落を単位として集落営農を設立し、それが地区の水田面積の大半を占める地区(③, ⑦など)、c)「**個別+集落型**」：集落営農も一定程度設立されているものの、認定農業者

の占めるウエイトが大きい地区（⑩）である。こうした対応が異なる要因を概観すると、「広域型」の地区では、a) 1戸あたり経営規模が相対的に小さい、b) 集落間の出入り作が多い、c) 集落の規模に差がある（規模要件に満たない集落がある）、との特徴がみられ、「集落型」の地区では逆に、a) 1戸あたり経営規模が比較的大きく、b) 集落間の出入り作も相対的に少なく、c) 各集落とも面積が大きい、との特徴がある。一方「個別+集落型」の地区では、a) 経営規模の大きい農家が層をなして存在し、これらの層は「安定対策」に個別に加入し、b) それ以外の中小規模の農家がまとまって集落営農を設立する、という対応がとられた。

このような対応で、「安定対策」に加入した面積は市の対象面積の約8割を超える高いカバー率となり（県平均は約50%）、また認定農業者が数多く存在する当該地域で、「集落営農」によるカバー率が約6割と非常に高くなっていることが注目される。

第1表 酒田市における集落営農組織の概要

地区	集落営農		集落営農合計		水田面積に占める割合 (%)
	組織	各々の経営規模(ha)	構成員合計(人)	面積(ha)	
①	1	(639)	230	639	84.6
②	1	(585)	185	585	88.3
③	7	(122)(109)(103)(87)(46)(35)(117)	146	619	87.8
④	1	(540)	225	540	74.8
⑤	1	(116)	34	116	69.9
⑥	1	(277)	103	277	59.4
⑦	14	(35)(62)(42)(74)(24)(25)(55)(35)(72)(38)(45)(29)(24)(31)	230	591	59.1
⑧	3	(61)(179)(119)	100	358	57.5
⑨	1	(117)	115	117	42.2
⑩	7	(33)(24)(20)(27)(51)(43)(41)	81	237	38.3
⑪	6	(28)(29)(35)(42)(65)(28)	90	227	35.9
⑫	4	(55)(33)(30)(9)	61	127	27.5

（2） 「広域型」集落営農の特質（①地区）

1) 地域の概要

旧村を範域とするような大規模の「広域型」集落営農は、全国的にみても非常に珍しい存在であり、酒田市の集落営農組織化を特徴づけていると考えられる。そこで次にこの「広

域型」の中でも最大の規模を有する①地区を取り上げ、その特質を検討する。

①地区は、酒田市北部の平坦地域で、総経営耕地面積は約 777ha である。販売農家数は 279 戸、そのうち専業農家は 43 戸 (15.4%)、第 1 種兼業農家が 104 戸 (37.3%)、第 2 種兼業農家は 132 戸 (47.3%) である。1 戸あたりの平均面積は 2.6ha と庄内地域の中では比較的小さい。主な転作作物は大豆 93ha と圧倒的に多く、次いで、なす 12.1ha、ねぎ 7.6ha、たばこ 5.0ha、枝豆 3.5ha である。

当該地区では、依然として中規模層が広範に存在し、個々の経営の規模拡大があまり進展しておらず、個別で対策に加入できない農家が相対的に多かったこと、またこれまで地区の農業を担ってきた 60 代以降の担い手が近い将来リタイアし、将来の地域農業の担い手に危機感があったことなどが、地区単位での組織化が行われた主要因となっている。

2) さまざまな組織化と機械の共同利用

また、これまで当該地区では、庄内地域で広範にみられるような、重層的な組織化が行われてきた。具体的には、第 2 表に示すように、カントリー (CE) 利用組合、無人ヘリによる防除組合、大豆受託組織、水稻収穫組織などである。各農家はそれぞれの経営判断に応じて、必要な組織に加入し、低コスト化、省力化など効率的な農業を行ってきたのである。そのため農業機械の所有割合も、トラクターが 7 割、田植機が 6 割、コンバインが 5 割程度となっている。また近年では徐々にではあるが農業機械の共同所有も進展しつつあり、それぞれの機械で全農家の 1 割程度のシェアを占めるまでにいたっている。

第 2 表 ①地区における既存の組織概要

	事業内容	オペレータ数	利用者数	面積(ha)	機械装備
CE利用組合	米乾燥調製	—	186	290	カントリー(3,000t)
無人ヘリ組合	水稻の防除	9	328	2,160	無人ヘリ3機
	大豆の防除		147	86	
大豆受託組織	大豆播種	12	117	60	播種機
	大豆収穫		147	89	大豆刈取コンバイン3台
水稻収穫組織	水稻収穫	12	46	54	コンバイン3台

3) 集落営農組織の概要

当該地区で設立された特定農業団体は、構成員 230 戸、経営面積 639ha である (平成 19 年設立)。現状では各農家が基幹作業等を組織から受託するかたちである。今後は、農用地利用改善団体が主体となった土地利用調整の推進や、複合部門として園芸作物の導入等が課題となっている。

3. 集落営農組織法人化の意義と課題

(1) 法人化促進の背景

こうして設立された酒田市の集落営農組織の中で法人化した事例は、現在までのところ一部を除いてほとんどなく、法人化は未だ進んでいないといえる。しかし、関係機関が中心となって法人化の推進が行われ、それぞれの組織でも法人化を視野に入れ、集落座談会や研修会などが重ねられている。

このように関係機関等が中心となって集落営農組織の法人化が議論されているのは、言うまでもなく、政策における集落営農組織の要件として法人化が掲げられており、それにより経営の効率化や社会保障の充実等の法人化のメリットを追求することが大きな要因である。

それに加えて関係機関等が法人化の必要性を感じているのは、集落営農組織の税制上の取り扱いに関わる点である。

庄内地域で多く設立されている「特定農業団体」は、法人格を持たない任意組織で、税制上、「任意組合」か「人格のない社団」に分類される。このうち、任意組合は、構成員が共同で事業を行う組織であり、税務上、任意組合の利益、消費税の課税売上高・仕入高は構成員にすべて配分し、構成員が自己の農業経営と合わせて会計を行い、所得税や消費税の申告をする。それに対して、人格のない社団は、法人格を有しないが、法人に準じた組織として、一定のルールの下に構成員が個性を超越して活動を行うような組織である。特定農業団体が、人格のない社団と判断された場合、税法上、法人とみなされて、法人と同様に法人税や消費税の負担が生じる。また労賃は給与所得として所得税が源泉徴収され、配当は雑所得として税務申告することが必要となる。

このように、当該地域では、法人化した場合の各種メリットに加えて、法人化しない場合のデメリット（法人税、消費税等の負担や各種手続きの煩雑化）も意識され、法人化が検討されているといえる。

(2) 法人化の方向

2007年に関係機関が集落営農組織に対して行ったアンケート結果によると、将来的には法人化を図りたいとは考えているものの、現実には難しいとの回答が非常に多かった。その要因はさまざま考えられるが、当該地域ではかつて昭和30～40年代に法人化が進められたことがあったが、うまくいかずに解散に追い込まれたケースが多く、その際、取得していた固定資産の処分等で非常に苦勞した経験があり、とりわけ高齢者層を中心に法人化に対するアレルギーがあることがあげられる。また当該地域では、中規模層が厚く形成されていることが特徴であるが、できれば個別経営を維持していきたいと考える経営者がまだ多く存在している傾向が強いことも影響していると思われる。

そこで、地域に定着しうる一つの方向として検討されているのが、これまでの特定農業団体をもとにした、特定農作業受委託を中心とする農業法人の設立である。担い手の農地

についてできるだけ権限を移動せず、また利益配分の方法も現在のやり方に近いかたちで行おうとするものである。すでにいくつかの組織では、こうした形態での法人化を進めるための準備に入っている状況にある⁽¹⁾。

4. おわりに

これまでの集落営農組織の法人化は、組織として機械の共同利用や共同作業を進め、経営体としての基盤を確立した段階で法人化を図るというルートをたどるのが一般的であると考えられてきた。

これに対して、水田経営所得安定対策を直接の契機として集落営農組織の設立が図られてきた酒田市では、政策における「5年以内の法人化」要件や税制面等での取り扱い等から、必ずしもそうしたルートをたどらずに、短期間のうちに法人化を促進せざるを得ない状況にある。そのために、現状からそれ程大きな仕組みの変更を伴わないと考えられる特定農作業受委託を中心とする法人化が一つの方向として検討されているのである。こうして設立された法人においても、法人化を契機として、種々の法人化のメリットを享受しつつ経営発展していくことが望まれるが、実際に将来どのような経営展開を遂げるかは、現段階では予断を許さない部分もある。地域なり集落の農業をいかに発展させていくかというより本質的な議論を踏まえた法人化の検討が求められているといえる。

注(1) 特定作業受託を中心とする法人として、隣県である秋田県において、経営規模 280ha、構成員約 130 名の大規模法人が設立されている。組織の役員層や関係機関の努力により、平成 16 年に任意組合として設立された後、わずか 1 年足らずで法人化を実現した。当該法人では、①米生産コストの低減、②大手量販店との契約栽培、③若年後継者の確保等の効果がみられ、大規模な集落営農組織の法人化を通じて、ロットを活かした農産物販売や地域全体としての後継者育成などが行われている点に非常に注目される。また、法人化したことによりさらなる複合化や加工部門の導入など、構成員が創意工夫をこらし、様々な経営努力も行われている。

[引用文献]

- [1] JA 庄内地域集落営農組織等活性化研究会 (2008) 「庄内地域集落営農組織等活性化推進方策」
- [2] 森剛一(2009) 「集落営農と家族経営を活かす法人化塾」, 農文協